

新教支第 1370 号
新教保第 1743 号
令和 5 年 3 月 2 0 日

市立学校園長 様

新潟市教育委員会 学校支援課長
保健給食課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

標記について、令和 5 年 3 月 1 7 日付 4 文科初等 2507 号通知を受け、令和 5 年 4 月 1 日より下記のとおり対応をお願いします。

記

1 基本的な考え

児童生徒及び教職員については、学校教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めない。

※ただし、「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、次のことが望ましい。

- ①気候上可能な限り 2 方向の窓を同時に開けて常時換気を行うなど十分な換気の確保を行う。
- ②①のほか、下記の内容を参考に、活動の場面に応じた対策を講じる。

【各教科】

○ 児童生徒が対面形式となるグループワーク、実験や制作活動等

少人数グループでの実施や、適度な距離（触れ合わない程度）を保つようにする。器具・用具等を使用する際は配置場所や使用順を工夫する。また、大声での会話は控える。

○ 一斉に大きな声で話す活動

近距離で向かい合っでの発声を控える。

【音楽】

○児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏

体の中心から前方 1 m 程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保し、原則向かい合っでの歌唱は控える。

【家庭、技術・家庭】

○児童生徒がグループで行う調理実習

試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m 程度）を確保するなどの措置を講じる。

【体育・保健体育】

○組み合ったり接触したりする運動

大声での発声は控える。

分類 7300

2 マスク着脱についての留意点

(1) マスク着用が推奨される場面

- ①混雑したバスや電車等を利用する場合
- ②医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- ③その他訪問施設等の要請などがある場合

(2) 指導上の留意点

これまでとおり、以下のことを留意してください。

- ・ 学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。子どもの間でもマスク着用の有無によって差別・偏見等がないようにする。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うようにする。

3 その他

(1) 入学式等について

上記1、2を基本とします。なお、入学式も含めた儀式的行事、体育的行事、文化的行事については、感染対策上での来賓や保護者などの参加人数の制限は必要ありませんが、座席間に触れ合わない程度の距離を確保することが望ましいです。また、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮も必要ありません。

(2) 効果的な換気の実施について

これまでに示したとおり、効果的な換気に取り組んでください。十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保してください。

(3) 給食等の食事をする場面における対策について

給食等の食事をする場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意してください。

その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講ずることにより、「黙食」は必要ありません。

(4) 5月8日以降について

関連法の変更により5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが見込まれていますので、今後、文部科学省の通知等を受けて、改めて通知します。

担当者

学校支援課	総括指導主事	内藤 浩悟	226-3261
保健給食課	課長補佐	田中 健	226-3206